

年金あれこれ

あなたの年金を増やしませんか

付加年金とは

平成23年度の老齢基礎年金の年金額は788,900円（満額＝40年間保険料納付）ですが、老後のより高い老齢基礎年金を受けたいと考えているかたのために、毎月の保険料（平成23年度は15,020円）のほかに付加保険料を納付すると、老齢基礎年金に上乗せして支給される付加年金制度があります。また、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

○付加保険料の額は定額

付加保険料の額は1ヶ月400円です。付加保険料を納付することができる対象者のかたは、第1号被保険者または任意加入被保険者のかたです。

また、農業者年金の加入者は、必ず付加保険料を納付しなければならないことになっています。

○付加年金額

年金額＝200円×付加保険料納付月数（65歳から老齢基礎年金を受給する場合）

つまり、保険料月額400円に対して、年金額は月額200円ですから、65歳から年金を受給した場合、仮に1年間付加保険料を納付した場合、2年間で付加保険料相当分の年金を受け取ることができます。

追納制度とは

免除された保険料は、10年以内であればさかのぼって納付（追納）することができます。

保険料免除期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されますが、保険料を納めた場合と比較して低額になります。また、学生納付特例期間と若年者免除期間は年金額には反映されません。追納することで、免除された期間は保険料納付済期間として扱われ、将来より高額な老齢基礎年金を受給することができます。

○追納する保険料は

保険料の免除を受けた月の属する年度の初日から3年以内に追納する場合は当時の保険料額ですが、それ以上経過しているときは加算額が徴収されます。

※不明な点や手続きについては、役場お客さま窓口係または旭川年金事務所にお問い合わせください。

保険料納付を忘れずに・・・納めて安心国民年金

これからの家庭教育

～外遊びの効果～
親子で外へ出かけよう！

子どもたちが心身ともに健やかに育つために、運動や遊びはとても大切です。外で思いきり遊ぶことにより、次のような効果があることを知っていますか？

- 空腹感を感じ食事をしっかりとることができる。夜更かしせずによく眠ることができるなど、規則正しい生活リズムづくりに効果があります。
- 自然に触れながら楽しく運動したり、遊んだりすることで、気持ちをリフレッシュできる。
- 風邪などの病気にかかりにくくなり、かかっても治りやすくなる。
- 筋肉が強くなり、骨が丈夫になる。
- 友だちとかわることで、ルールなどを学び、社会性を身につけることができる。
子どものこころとからだの健康的な成長のために、ぜひ外遊びをしましょう。



北海道教育庁発行「ほっとネットvol.30」抜粋

－和寒町青少年育成町民会議－